

## 見 積 公 告

次のとおり見積競争を実施します。

令和 2 年 7 月 15 日

全国健康保険協会群馬支部  
支部長 藤井 稔

### 1. 調達内容

- (1) 調達件名 保険証・CD・FD 等の廃棄業務委託
- (2) 予定重量 1 回約 410 kg (履行期限内に計 2 回実施予定)
- (3) 仕様 仕様書による。  
仕様書の配布をご希望される場合は、【別紙 1】を FAX にて提出してください。  
全国健康保険協会群馬支部 企画総務グループ  
FAX 027-219-2106  
電話 027-219-2100 ガイダンス⑤ (担当) 丸澤  
9 時 00 分から 17 時 00 分まで (土、日及び祝日を除く)
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日
- (5) 履行場所 群馬県前橋市本町 2-2-12 前橋本町スクエアビル  
全国健康保険協会群馬支部内
- (6) 見積方法 収集運搬及び廃棄処分に要する一切の諸経費を含めた総価にて、見積もるものとする。  
ただし廃棄物に関しては、1 kgあたりの単価の価格を記載すること。  
廃棄物 1 kgあたりの単価（税抜）を仕様書に記載している廃棄対象物の 2 種類ごとで見積り、予定重量を乗じて合計価格を算出すること。  
見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を出したものを契約の相手方とする。その相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成 31・32・33 年度(又は令和 01・02・03 年度)厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマークの認定、ISO/IEC270001、JISQ27001 のいずれかの認証を取得し、若しくはこれに準ずる資格を取得している者であること。（※見積書提出時に取得していることを証する書類を提出すること。）
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 産業廃棄物（廃プラスチック類等）処理業につき、処分先の自治体から適切な許可を受けている者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 提出場所、仕様書の配布及び問い合わせ先

〒371-8516 群馬県前橋市本町二丁目 2 番 12 号 前橋本町スクエアビル 4 階  
全国健康保険協会群馬支部 企画総務グループ  
電話 027-219-2101 (担当) 丸澤

- (2) 提出書類

- ①見積書
- ②平成 31・32・33 年度(又は令和 01・02・03 年度)厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」の資格審査結果通知書の写し
- ③プライバシーマーク、ISO/IEC270001、JISQ27001 のいずれかの認証の写し
- ④業務に必要な産業廃棄物処理業の収集運搬及び処分許可証の写し

- (3) 見積書の提出期限

令和 2 年 7 月 31 日 (金) 11 時 00 分まで (厳守)

### 4. その他

- (1) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印の上、全国健康保険協会群馬支部宛に提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (3) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (4) 予定重量の増減については、異議を述べることはできない。
- (5) 最低価格の見積書を出した者が二人以上あるときは、当該提出者にくじを引かせ、決定するものとする。また、提出者が直接くじを引くことができない場合は、見積競争執行事務に係る職員がこれに代わってくじを引き決定するものとする。

- (6) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (7) 見積競争結果については決定業者にのみ別途、連絡する。
- (8) 請求にあたっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (9) 契約書作成の要否　　要

### 【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

（競争に参加させることができる者）

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないとされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用者といて使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

## 仕様書等依頼書 (別紙1)

① 調達件名	
② 貴社名	
③ ご担当部署及びお名前	
④ 送付先ご住所	〒
⑤ 電話番号	
⑥ FAX 番号	

- 仕様書等をご希望される場合は、FAXにてご申請ください。
- なお、複数の公告に対する仕様書等をご希望される場合は、それぞれに対して依頼書が必要です。
- ご希望の仕様書等は、郵便にて送付いたします。

**FAX 027-219-2106**

全国健康保険協会(協会けんぽ)群馬支部

企画総務グループ 担当 丸澤

電話 027-219-2100 ガイダンス⑤

